

※お問い合わせは、お近くの裁判所へ

福岡地方裁判所 福岡簡易裁判所	福岡市中央区城内1-1	TEL092-781-3141
宗像簡易裁判所	宗像市田熊2-3-34	TEL0940-36-2024
甘木簡易裁判所	朝倉市菩提寺571	TEL0946-22-2113
福岡地方裁判所飯塚支部 飯塚簡易裁判所	飯塚市新立岩10-29	TEL0948-22-1150
福岡地方裁判所直方支部 直方簡易裁判所	直方市丸山町1-4	TEL0949-22-0522
福岡地方裁判所久留米支部 久留米簡易裁判所	久留米市篠山町21	TEL0942-32-5387
吉井簡易裁判所	うきは市吉井町343-6	TEL0943-75-3271
福岡地方裁判所柳川支部 柳川簡易裁判所	柳川市本町4	TEL0944-72-3121
福岡地方裁判所大牟田支部 大牟田簡易裁判所	大牟田市白金町101	TEL0944-53-3503
福岡地方裁判所八女支部 八女簡易裁判所	八女市本町537-4	TEL0943-23-4036
福岡地方裁判所小倉支部 小倉簡易裁判所	北九州市小倉北区金田1-4-1	TEL093-561-3431
折尾簡易裁判所	北九州市八幡西区折尾4-29-6	TEL093-691-0229
福岡地方裁判所行橋支部 行橋簡易裁判所	行橋市行事1-8-23	TEL0930-22-0035
福岡地方裁判所田川支部 田川簡易裁判所	田川市千代町1-5	TEL0947-42-0163

債務（借金）の整理を お考えの方へ



※お問い合わせは、裏面の裁判所へ

〒810-8654 福岡市中央区城内1番1号
福岡地方裁判所 TEL092-781-3141

平成16年10月作成

債務整理の方法

裁判所では、多くの債務（借金）を抱えて返済が困難となっている方のために、次のような手続があります。

- ① 特定調停
- ② 個人再生
- ③ 自己破産

これからも継続的に支払いができる方は、特定調停又は個人再生を、支払いをすることができない方は、自己破産の手続を利用することになります。詳しくは、当裁判所でお尋ねください。



1 特定調停

特定調停は、裁判所の調停委員会のあっせんにより、貸主と話し合いをして解決を図る手続です。

特定調停では、貸主に対して、支払額の減額や支払の猶予をしてもらい、借主の実情に応じた支払方法に変更してもらえよう話し合いを行います。



2 個人再生

個人再生とは、多くの債務（借金）を抱える方（債務者）が、債務の一部を免除してもらうことにより、破産をすることなく経済的な建て直しを図ることができる手続です。

個人再生手続では、住宅を手放さずに住宅ローンの支払いを続けることもできます。

個人再生手続には、自営業者などを対象としたものと、サラリーマンなどを対象にしたものがあります。



3 自己破産

自己破産は、多くの債務（借金）を抱える方（債務者）が、債務を支払うことができなくなった場合に裁判所が破産の決定をする手続です。

破産手続では、一定の場合、債務者が持っている財産をお金に換えてこれを貸主（債権者）に配ることがあります。

破産手続後に免責が認められると、債務の支払が免除されます。

